

財 第 625 号

平成19年10月10日

部 局 課 所 室 長 各 位

財 政 部 長

平 成 2 0 年 度 予 算 編 成 要 領

平成20年度予算については、別途市長から指示された予算編成方針に基づき、下記のとおり予算編成要領を定めたので通知する。

記

1 全般的事項

現在、国においては、基本方針2007及び地方分権改革推進法に基づき、国と地方の役割分担等を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に行うなど、新たな地方分権改革を推進しているところである。

こうした方向性の下、平成20年度の地方財政の課題としては、基本方針2006に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとしているが、国の深刻な財政状況や現在進められている国・地方における「歳出・歳入一体改革」の取り組み等を勘案すると、削減傾向にある地方交付税の所要額が適切に確保されるかどうか等、予断を許さない状況である。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の円滑な施行と自己規律による財政健全化の推進に加え、各地方公共団体の「集中改革プラン」の着実な実施や、公務員人件費改革、地方公会計改革等による地方行革の強力な推進等、厳しい姿勢も打ち出されているところである。

本市の財政状況は、予算編成方針で述べられたとおり、義務的経費の増嵩等により財政の硬直化が一層進んでおり、引き続き大変厳しいものとなっている。さらに、自主財源比率が相対的に低いという構造的要因があることや、多額の市債残高を抱えていることから、来年度以降、

より一層の行財政改革を必要としているところである。

このような状況のもと、本市の平成20年度の予算編成にあたっては、さらなる事務事業の効率化等を目指して、従来の「一般財源配分枠」の見直しを行うこととした。これにより、各主管課の自主性を尊重するとともに、予算調整が効率化され、政策性の高い経費についての検討をより重点的に行なうことが可能となることから、前年踏襲型の予算編成となりがちな傾向から脱却し、柔軟な発想により多様化する市民ニーズに対応していくこととしている。

- (1) 各主管課においては、国や県の予算編成状況、社会情勢の動向や過去の実績を十分勘案し、施策全般についての事務事業の必要性を十分検討し、限られた財源の重点的かつ効率的な活用に留意し見積もること。
- (2) 本年度から「一般財源配分枠」を拡大・拡充し、一般会計経費を「政策的経費」、「繰出金」、「義務的経費」及び「部局裁量経費」に区分し、「部局裁量経費」については、一般財源を配分することとしているので、これによる予算編成の意義を再確認し、部局長の強力なマネジメントの下、事業選定をゼロから見直し、既存事業の休廃止、再構築の検討に努めるほか、総合計画の内容に十分配慮するとともに、合併後の状況を的確に把握し、引き続き合併効果を十分発揮できる予算づくりに努めること。

ア 政策的経費

(ア) 政策的経費A

行政経営会議議題案件、実施計画上の重点事業とし、一件査定により決定する。

(イ) 政策的経費B

上記以外の政策経費で、事業年限の定まったもの及び新規事業とし、一件査定により決定する。

(ウ) 単年度経費

今後4年以内に発生が予想されないイベントや施設、システム等の大規模改修に要する経費とし、一件査定により決定する。

イ 繰出金

繰出基準に基づく額を基本とし、一件査定により決定する。

ウ 義務的経費

人件費、扶助費、公債費（公債費に準ずる債務負担行為を含む）とし、査定により決定する。

エ 部局裁量経費

上記以外の経費とし、各部局内での積極的な調整の下、配分する一般財源の範囲内で要求すること。

また、今年度より従来各課所室に通知していた配分の一部を留保し、部局長における調整枠を設定したので、部局内調整に当たっては、「集中改革プラン」による経費節減や「行政評価」による事務事業の見直しの成果を十分反映し、一層の効率化に取り組むこと。

部局裁量経費は、一件査定とせず、部局内調整を尊重することとするので、必ず配分枠内で要求すること。

- (3) 見積もりに当たっては、年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出を計上すること。

なお、継続費、債務負担行為については、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

- (4) 自主財源の確保及び行財政全般にわたる簡素化、効率化を推進し、歳入の見積もりに当たっては、受益と負担の均衡等に配慮し、適正な財源の確保に努めること。

また、歳出の見積もりに当たっては、事業の必要性、緊急性等を考慮して、行政の簡素合理化を一層推進し、「最少の経費で最大の効果」をあげるよう配慮すること。

- (5) 国の「歳出・歳入一体改革」の取組み等に伴い、平成20年度の国の予算編成を通じ、国庫補助負担金等については、昨年同様に制度の縮小・廃止、見直し等が予想されることから、これらの動向には十分留意すること。

- (6) 新規事務事業及び歳出増を伴う制度改正については、施策の必要性、目的、達成効果及び時機等を十分検討し、緊急不可欠なものに限るとともに、必ず既存事業の見直し、既定経費の圧縮・振替等により財源を捻出すること。

なお、施設の新増設計画に当たっては、十分な管理運営計画を作成するとともに、未利用市有財産の活用を図ること。

- (7) 国の構造改革や県の行財政改革等に伴い廃止または縮小される事務事業の市単独事業への安易な振替は行わないこと。

- (8) 他部課と関連する事務事業については、事前に十分協議を行い、見積み漏れ、重複等がないようにすること。

- (9) 企業会計は、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。

(10) 企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化、健全化、自主財源の確保等に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

また、中・長期の収支計画及び今後の経営方針は、特別会計設置の趣旨を十分理解のうえ定めること。

その他、一般会計に準じて要求すること。

(11) 歳入・歳出に関わらず、制度改正により変更の必要があるものについては、適切な措置を講ずること。

(12) 事業化の見込みが明確でないまま予算獲得のみに重点を置き、結果として事業の「成果」をあげられないまま予算の不用あるいは繰越を行う事例が多く見受けられる。

これらは、限りある財源の有効配分を図るうえにおいて極めて不適切であり、予算に対する信頼性を損なうものであることから、適正な予算見積もりに徹すること。

2 個別的事項

(1) 歳 入

次のことに留意すること。

なお、歳入の見積もりに当たっては、的確に見積もり、過大見積もりにより決算で歳入不足とならないように十分に注意すること。

ア 市 税

国の経済見通し及び本市経済の動向に留意するとともに、課税客体の捕そくに努め、税収入を的確に把握して、確実な見込額を計上すること。

イ 国県支出金

国県等関係機関と十分連絡をとるとともに、制度改正等の見通しを的確に把握し、積極的な働きかけにより、国県支出金の確保に最大の努力をすること。

ただし、これは必要な事業について特定財源の確保に努めるという主旨のものであり、不要不急な事務事業の安易な受け入れをいうものではないこと。

ウ 使用料及び手数料

実情を十分精査し、過大な見積もりにならないように留意するとともに、特に管理経費が上昇しているにもかかわらず、料金改定を行わずに採算率の低下しているもの、並びに類似他都市や県内他市と著しく均衡を失っているものについては必ず見直しを行うこと。

エ 財産収入

財産貸付収入については、土地の評価替等を考慮し、貸付料の適正化を図ること。また、財産の処分に当たっては経済情勢等を考慮し、適正な価格とすること。

オ 市 債

地方債残高の増嵩を防ぐ意味において、市債の発行額を抑制し、償還元金以上には新規借入れを行わないという基本方針のもと、後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。なお、合併特例債については、合併特例事業計画としてすでに採択されたものを除き、要求段階では充当しないこと。

(2) 歳 出

別掲の「平成20年度予算要求基準」によるほか、次のことに留意すること。

事業別に要求することとし、政策的経費については「歳出予算要求書（事業説明）」に事業概要、期間、全体事業費、行政経営会議への提出状況等を明記すること。

ア 人 件 費

報酬については、職員課に提出の報酬調書を添付のうえ、報酬調書と同額を予算要求すること。

報酬を除く人件費については、予算要求規模把握のため、便宜上平成19年度当初予算と同額とすること。（その額は、予算要求額ではありません。職員課の積算を基に予算計上します。）

ただし、時間外勤務手当で、平成20年度に限って真にやむを得ない特殊事情（臨時的なもの。）のあるものについてのみ、説明欄にその旨記入し、必要最小限の額を見積もること。

イ 扶 助 費

国県制度に基づく事業については、現行制度（制度の改定が確定しているものを含む。）に基づく現員、現行単価で計上すること。

市単独制度として実施している扶助については、国の動向と同様、徹底した制度見直しの上、所要額を計上すること。

ウ 物 件 費

(ア) 賃 金

臨時的業務といえども極力事務の合理化等により対処し、雇用人員、期間等を十分に精査した上で、必要不可欠なものを除き、一般事務補助の雇用を取り止めること。

(イ) 旅 費

普通旅費については、行程、日程、人員を抜本的に精査し、必要最少限に留めるとともに、県庁等近距離については、庁用自動車の使用を優先すること。また、定例的な大会・協議会への参加等はやむを得ないものを除き、取り止めること。

管内旅費についても、極力節減するとともに、庁用自動車の使用を伴う課所については、実態に即した見積もりをすること。

東京等への出張については、会議等の開催時期を十分に勘案し、安易な宿泊料の計上は行わないこと。

(ウ) 需 用 費

細節単位で内容を十分検討し、徹底して節減に努めること。

見積もりにあたっては最新の「物品単価表」並びに19年度の実施単価を参考にすること。

(エ) 備品購入費

原則として更新を要するものに留め、できる限り新規購入は見合わせること。

なお、要求品目の現有数を必ず（ ）書すること。

(オ) 委 託 料

事務事業の委託の可能性を検討するとともに、既に実施している委託についても、特に定例的に行われてきた保守委託など、その業務内容、必要性、行政効果、採算性等を再検討すること。

なお、「委託料調書」の備考欄に再検討の結果を記入すること。

エ 維持補修費

施設の維持修繕は、施設の老朽度等を考慮し、計画的に見積もること。

オ 補助費等

補助金については、新設及び増額は原則として見合わすこと。

単独市費補助金については、安易に継続することなく、対象事業の内容、効果等を再検討し、終期の設定により廃止縮減を図ること。

特に、多額の剰余金の生じている団体、交付が長期にわたっている団体、事業目的が類似している団体等に対する補助金は、整理合理化を図ること。

負担金についても、市が加盟する各種団体への負担金は積極的に減額要請を行い、効果の少ない団体、既に加入の目的を達成した団体からは脱会するとともに、新規加入は原則として行わないこと。

「負担金補助及び交付金調書」の備考欄に再検討の結果を記入するとともに、補助金交付団体の予算書、決算書、実績報告書等の資料を添付すること。

カ 投資的経費

補助事業については、承認が得られず後日予算の減額又は単独事業に振替えることのないよう関係機関との連絡を密にし、的確に見積もること。

また、補助事務費の積算に当たっては、工事雑費、事務費の限度額（率）を明示するとともに、可能な限り人件費（給料等）に計上すること。

なお、用地の取得を要する場合については、未利用市有地の利用を管財課と十分協議するとともに、土地利用計画、地価の動向、金利負担等を十分考慮して見積もること。
なお、執行においては、財源の全部又は一部を国県支出金、分担金、市債及びその他特定収入に求める事業について、その収入が歳入予算に比して減少又は減少の恐れがある場合は、その割合に応じ、当該経費の金額も減少して執行することとしているので、特に留意のこと。

3 その他留意事項

- (1) 一般財源配分経費は、現行の税財政制度を前提とした見込みによるものであり、地方交付

税制度の見直し等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には、財政部において減額を含めた調整を行い、再配分する場合がありますので留意すること。

- (2) 執行においては、財源の全部又は一部を国県支出金、分担金、市債及びその他特定収入に求める事業について、その収入が歳入予算に比して減少又は減少の恐れがある場合は、その割合に応じ、当該経費の金額も減少して執行することとしているので、特に留意のこと。

4 作成上の注意

- (1) 提出期限 11月12日(月) 厳守

- (2) 提出部数 7部

※ 補助事業については、国庫補助負担金の一般財源化の動向など、国、県の予算編成状況に十分注意し、制度の改廃等内容の変更が確認され次第、速やかに財政課と協議のうえ、予算見積書の差替え等適切な措置を講ずること。

- (3) 予算要求書・調書・資料等は全てA4判とすること。

- (4) 予算要求書の並び順等は、以下のとおりとすること。

区 分	様 式	備 考
表紙	任意	会計毎(一般会計については款毎)に別綴じとすること
予算要求額整理表・集計表	別途指示	説明会終了後、各担当が配布
見積事業一覧表	システム出力	
歳入予算要求書	システム出力	款コード昇順
歳出予算要求書(事業説明)	システム出力	款項目事業コード昇順 (事業毎に事業説明から資料までを一括りとすること)
歳出予算要求書	システム出力	
資料	※	

※ 資料については、電子キャビネットの様式にあるもの以外は任意とする。

予算要求整理表・集計表を1頁とし、以下連番で右下に頁を記入すること。資料については、右下角を切り落とし、前頁に関連するものを添付し、中央下に枝番を記入する

こと。

なお、委託料調書、負担金補助及び交付金調書、継続費予算要求書、債務負担行為予算要求書の様式については、電子キャビネット「様式」にありますので、ご活用ください。

(既存の様式でも可。)

- (5) 「歳入予算要求書」の積算内容欄には、根拠法令及び積算根拠等を記入すること。
- (6) 「歳入予算要求書」の積算内容及び充当先事業欄には、補助率・定額補助等が決まっているものは算出基礎欄に記入すること。また、「充当先事業」については、該当事業の「歳出予算要求書」の先頭頁を記入すること。
- (7) 「歳出予算要求書(事業説明)」の事業説明欄には、事業の規模及び内容等を記入すること。また、「枠配分経費」、「政策的経費A」、「政策的経費B」等の振分けを記入すること。
- (8) 「歳出予算要求書」の財源内訳欄の各財源については、該当の「歳入予算要求書」の頁を記入すること。また、説明欄には、補助対象のものについては、(国補助)等を明記すること。

小事業内に「単年度経費」がある場合には、該当の積算に(単年)と記載すること。

- (9) 修繕料、工事請負費及び備品購入費等については、優先順位を付すこと。
- (10) 積算に用いる人口、世帯数は19年9月末日現在とする。(別途指示)
- (11) 予算見積書の内容は部外秘扱いとし、取扱いについては十分注意すること。

平成20年度予算編成予定表

- ・ 予算編成説明会 平成19年10月10日(水) … 部課長
 平成19年10月11日(木) … 実務担当者
- ・ 提出期限 11月12日(月)
- ・ 担当者、班長ヒアリング 11月中旬～
- ・ 財政部長ヒアリング 12月中旬～

※重要事項に絞り込んで、各部課長からのヒアリングを行うため、円滑な進行に努めること。

- ・ 内 示 平成20年 1月中旬～
- ・ 市長最終決定 1月下旬～

平成20年度予算要求基準

1 平成20年度当初予算案

予算案の見積りは年間予算とする。

2 部局裁量経費 一般財源予算要求枠

・経常的事務事業、経常的投資事業

別表「部局裁量経費一般財源配分枠」の一般財源以内

3 注意事項

- (1) 「一般財源配分枠」は部局内で積極的に調整を行い、限られた一般財源を政策的経費に重点的に配分するため、事務事業等については徹底した合理化を図り、必ず定められた範囲内におさめること。
- (2) 予算の見積もりは年間を通して適切に行い、安易な予算流用や予算補正を行うことは予算に対する信頼性を損なうものであるから厳に慎むこと。

平成20年度 部局裁量経費 一般財源配分枠

(単位:千円)

	款名称	一般財源配分枠
1	総合政策部	915,014
3	総務部	499,714
6	財政部	141,393
7	市民部	524,417
8	病院事業部	0
11	福祉部	898,437
12	保健部	333,584
13	環境部	1,420,613
14	観光産業部	654,238
16	農林水産部	468,144
17	建設部	955,459
19	都市整備部	636,486
23	港湾局	2,358
25	契約室	5,862
39	出納室	17,094
41	議会事務局	41,471
43	選挙管理委員会	1,815
45	監査委員事務局	3,138
49	農業委員会	6,806
51	教育委員会	2,618,397
55	消防局	268,114
	計	10,412,554

(参考)

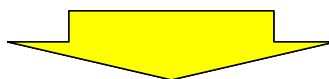
平成20年度収支試算（一般財源ベース）

今回の試算によれば、平成20年度の財源不足は、歳入については、市税収入等の前年割れ、また、歳出については、新市建設計画及び総合計画の着実な実施を図るために普通建設事業の増嵩が見込まれること等により、38億円が見込まれる。

○収支見込

単位：億円

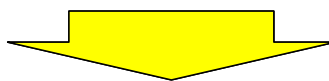
区 分		19年度(当初予算)	20年度(見込み)	備 考
歳 入	一般財源等 (A)	711	693	
歳 出	一般財源等 (B)	729	731	
財源不足額 (A)-(B)		▲ 18	▲ 38	



○財源不足見込への対応方針

単位：億円

区 分	内 容	金 額	備 考
財源不足額	歳入一般財源等 - 歳出一般財源等	▲ 38	
① 財源調整	財調基金等取崩	28	
② 歳出削減	部局裁量経費一般財源 ▲5億円 政策的経費一般財源 ▲5億円	▲ 10	



○収支見込（調整後）

単位：億円

区 分		19年度(当初予算)	20年度(見込み)	<参考> 20年度(中期財政見通し)
歳 入	一般財源等 (A)	711	693	704
歳 出	一般財源等 (B)	729	721	728
財源不足額 (A)-(B)		▲ 18	▲ 28	▲ 24

注1) 上記係数は、平成20年度における地方財政対策、税収及び国・県の動向等に応じて変化するものである。

注2) 平成19年度(当初予算)の財源不足額は、シーリング調整後の最終財源不足額である。

平成20年度 当初予算における財源配分 (一般財源ベース)

(単位：億円)

		平成19年度	平成20年度	増減額	摘要
義務的経費	人件費	210.9億円	207.7億円	△3.2億円	・職員数純減 ・地域手当廃止
	扶助費	91.6億円	93.4億円	1.8億円	
	公債費	129.1億円	122.3億円	△6.8億円	・公債費(元金・利子) ・公債費に準ずる元利補給補助
繰出金		162.9億円	162.9億円	0.0億円	・繰出基準等
政策的経費		25.0億円	30.3億円	5.3億円	・行政経営会議案件 ・実施計画重点事業 ・新規事業 ・単年度事業 他
部局裁量経費 (うちH19シーリング*対象)		109.6億円 (50.8億円)	104.2億円	△5.4億円	・上記以外の経費
合計		729.1億円	720.8億円	△8.3億円	
内訳	一般財源等	695.2億円	681.0億円	△14.2億円	・市税・交付税等
	その他の財源	16.1億円	12.1億円	△4.0億円	・繰越金等
	財源不足調整	17.8億円	27.7億円	9.9億円	・基金繰入金

